

香川県緊急雇用維持助成金 (令和2年度対応)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う一時的な休業により、労働者の雇用維持を図ろうとする事業主に対して助成金を支給します。

<支給対象者>

国の「雇用調整助成金」又は「緊急雇用安定助成金」(以下「国助成金」)の支給決定を受けた県内事業所の事業主

● 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う、県内に所在する事業所の休業であって、**休業の初日が令和2年1月24日から令和2年12月31日までの場合に適用される特例措置に係るものに限り**ます。(教育訓練・出向によるものは対象外)

<支給額・支給割合のイメージ>

(1) 国が休業実績を判定する期間(原則として、毎月の賃金締切日の翌日から、その次の締切日までの1か月間)に**緊急対応期間(令和2年4月1日から12月31日)**を1日でも含む場合の休業

● 国助成金の支給決定を受けた額の**9分の1の額**

※中小企業のみ助成対象。ただし、解雇等を行わない中小企業は、国助成金の助成率が10分の10となりますので、県の助成金の対象となりません。

【支給割合のイメージ】

休業手当額

解雇等を行わない 中小企業	国		
	10/10		
上記以外の 中小企業	国	県	企業
	4/5 (36/45)	4/45	5/45

(2) 休業の初日が令和2年1月24日から令和2年12月31日までの休業で、国が休業実績を判定する期間(原則として、毎月の賃金締切日の翌日から、その次の締切日までの1か月間)に**緊急対応期間(令和2年4月1日から12月31日)**を含まない場合の休業

● 雇用調整助成金の支給決定を受けた額の**5分の1の額**

※中小企業、大企業ともに助成対象

【支給割合のイメージ】

休業手当額

大企業	国	県	企業
	1/2 (5/10)	1/10	4/10
中小企業	国	県	企業
	2/3 (20/30)	4/30	6/30

(3) 支給限度額

上記、(1)と(2)の合計額は、1事業所あたり100万円が上限

※県への申請期限は、令和3年3月19日(金)(消印有効)です。

令和2年11月27日、国が12月末に期限を迎える雇用調整助成金の特例措置・緊急雇用安定助成金について来年2月末まで延長することを発表しましたが、国の助成金支給要領等の改正が行われ次第、県の取扱いについて、改めて発表させていただく予定です。

<助成金の申請方法等は裏面をご覧ください。>

支給対象者

支給額

支給割合のイメージ

申請方法

国助成金の支給決定通知書ごとに、香川県緊急雇用維持助成金支給申請書（様式第1号）を作成し、下記の書類（※）を添付して、下記の申請受付・問い合わせ先へ、原則、郵送してください。（窓口での受付可）

●**県への申請期限は、令和3年3月19日（金）（消印有効）です。**

※【県助成金の様式】

①助成金請求額の算定書

※【国の「雇用調整助成金」又は「緊急雇用安定助成金」に関する書類の写し】

②支給決定通知書

③事業活動の状況に関する申出書（新型コロナウイルス感染症関係）

・④の支給申請書が小規模事業主の様式を使用する場合は不要

・2回目以降の申請である場合は不要

④（休業等）支給申請書

⑤助成額算定書（④の支給申請書が小規模事業主の様式を使用する場合は不要）

詳細や様式のダウンロード

助成金等の詳細については、「香川県緊急雇用維持助成金支給要綱」をご覧ください。要綱及び申請書は県ホームページ「香川県 労働政策課」の「申請等様式ダウンロード」からダウンロードできます。

香川県 労働政策課

検索

申請受付・問い合わせ先

◆香川県緊急雇用維持助成金申請・相談窓口（開設時間：平日9時～17時、場所：県庁東館8階北西フロア）

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1-10

Tel: 087-832-3880 Mail: rosei@pref.kagawa.lg.jp

◆香川県商工労働部労働政策課 総務・労政グループ

Tel: 087-832-3366 Mail: rosei@pref.kagawa.lg.jp

雇用調整助成金等の申請に係る相談支援窓口のご案内

香川県では、県助成金の円滑な支給に向け、雇用調整助成金の支給申請手続きの支援等を行うため、香川県社会保険労務士会及び香川労働局と協力して、雇用調整助成金申請の知識・経験の豊富な社会保険労務士による相談窓口を開設していますので、ご利用ください。

- (1)対象者 雇用調整助成金や県緊急雇用維持助成金を活用予定の県内に所在する事業所の事業主など
- (2)相談内容 雇用調整助成金等の概要説明、申請書の記載方法、不足書類の確認 など
- (3)相談場所 香川県庁東館8階北西フロア
- (4)相談日 令和2年12月22日(火)までの毎週火曜日、木曜日(火曜日が祝日の場合は、金曜日に振替) 9:00～12:00、13:00～16:00 ※予約制 1事業者1時間
- (5)申込方法 上記、問い合わせ先(087-832-3880)まで、お電話で事前予約をお願いします。
- (6)その他の相談会場

県の相談窓口に加え、香川労働局では、右表のとおり社会保険労務士による相談窓口を開設していますので、ご利用ください。相談は、予約制(1事業者1時間程度)となりますので、香川労働局助成金センター(087-811-8929)までご連絡ください。

相談窓口	開催曜日	開催時間	
高松商工会議所	毎週水曜日	9:00～12:00	12:30～16:30
丸亀商工会議所	毎週水曜日	9:00～12:00	12:30～16:30
坂出商工会議所	毎週水曜日	12:30～16:30	
観音寺商工会議所	毎週火曜日	12:30～16:30	
さぬき市商工会	毎週金曜日	9:00～12:00	
土庄町商工会	毎週水曜日	13:00～16:00	
しごとプラザ高松	第2・4土曜日	9:30～12:30	13:00～16:00